

# 令和3年9月伊奈町農業委員会総会議事録

令和3年9月27日（月）

## 議 事 録

会 議 名 令和3年9月 伊奈町農業委員会総会

招集月日 令和3年9月27日（月）

開会時刻 午前10時00分

閉会時刻 午前11時15分

招集場所 上下水道庁舎 第1会議室

応招委員（農業委員）

小林 久夫 白幡 武悟 秋山 英章 高山 貢一

蓮見 紳一 戸井田武夫

応招委員（農地利用最適化推進委員）

細田 光一 加藤 幹夫

計 9 名

欠席委員（農業委員） 加藤 泰三 齋藤 誠一 齋藤 勝明 青木 久眞

大塚 俊雄

（農地利用最適化推進委員） 渡辺 久夫 大島 久雄 中村 仁

議事録署名 小林 久夫 白幡 武悟

事務局職員 中本局長、岡野補佐、川田係長、工藤主任

### 会議経過及び結果

開会 伊奈町農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、会長が会議の議長となる

議事録署名委員の指名 伊奈町農業委員会会議規則第13条第2項による署名委員の指名  
事務局長

定刻となりましたので、只今から令和3年9月の農業委員会総会を開催いたします。

新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言期間中であることから、出席委員を減らしての総会となります。

本日は、農業委員は6名の出席でございます。

推進委員は2名の出席でございます。

伊奈町農業委員会会議規則第6条の規定に基づく、定足数を満たしておりますので、本会が成立しますことをご報告いたします。

それでは高山会長代理、開会のあいさつをよろしく申し上げます。

会長代理 高山会長代理 あいさつ

会長 戸井田会長 あいさつ

伊奈町農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、会長が会議の議長となる

（10：00開会）

議長

ただいまから、令和3年9月の農業委員会総会を開会します。

本日の議事録署名委員につきましては、小林久夫委員、白幡武悟委員を指名しますので、よろしく申し上げます。

はじめに、第1号議案、農地法第5条の規定による許可申請審議を行います。番号17番を議題といたします。事務局から議案の朗読と内容の説明をお願いします。

## 事務局

第1号議案番号17番について議案書1ページにある土地の表示、申請人住所・氏名及び申請事由等説明。

今回の申請地は、令和3年2月に除外の申出書が提出され、同年4月に除外のご審議いただいた案件になります。令和3年8月3日付けで除外認可公告を行ったものです。

本案件は〇〇〇〇〇〇〇〇が賃貸借により〇〇〇〇さんが所有する農地を駐車場敷地にする事業計画になります。それでは事前にお配りいたしました「第1号議案番号17番関係資料」をご覧ください。

資料1ページは申請書になります。

続いて2ページ目は申請地の案内図になります。小室の別所にあります〇〇〇〇〇〇〇〇の北側、〇〇〇〇さんの自宅の隣でマークされているところになります。

資料3ページは理由書となっております。理由書に記載されておりますが、現在事業計画者は昭和53年より〇〇〇を運営しており、さらに令和2年からは〇〇〇〇も新たに開園して慢性的に駐車場が不足しており、朝の登園時には混雑して危険であることから、本申請地に駐車場の拡張を計画したとのことです。

資料4ページ5ページは土地の全部事項証明書。

資料6ページは公図の写し

資料7ページから13ページは駐車場の設置に係る資料、現況写真、現況図、土地利用計画図、になります。

資料14ページは隣地同意書。

資料15ページから21ページは資金計画書、見積書、残高証明になります。

資料22ページから29ページは履歴事項証明書、学校法人の寄付行為。

資料30ページは除外証明書。

資料31、32ページは印鑑証明書。

資料33ページは委任状になります。

それでは、申請地における立地基準と一般基準につきまして順次ご説明いたします。まず、立地基準といたしましては、申請の土地は第2種農地に区分されます。2種農地のあてはまる要件といたしましては、「宅地化の状況から見て、第3種農地に該当することが見込まれる区域に近接する区域内にある農地で、その規模がおおむね10ha未満である。近接する区域とは、市街化区域からおおむね500m以内農地」に該当いたします。申請地は、〇〇〇〇から約360mのところの位置し、農地の広がりも0.2haと10ha未満です。また、第2種農地は、代替性も審査の対象となりますが、理由書の記載内容から、代替地に立地は困難であると考えます。法定記載・法定添付書類や現地等から判断しても、問題ないものと考えます。

次に一般基準ですが、こちらは事業実施の確実性と周辺農地に対する被害防除について検討していただくものです。法定記載・法定添付書類等を確認したところ、特に問題となる事項は見当たりませんでした。立地基準・一般基準ともに許可の条件を備えておりますので、農地転用はやむを得ないものと思われれます。農地法第5条の規定による許可申請につきまして、許可相当との意見をそえて知事宛送付してよろしいかご審議願います。また、不許可相当及び許可の条件を付して送付する場合、その内容につきましてご審議願います。事務局からの説明は以上でございます。

## 議長

担当地区の青木久真委員、渡辺久夫推進委員ですが本日招集していないため、事務局より意

見等の代読をお願いします。

#### 事務局

青木委員の意見でございますが、21日に現地を確認していただきました。現在は栗が植わっているが、許可後に伐採し、駐車場に整備するとの話を聞いたとのことでした。次に渡辺推進委員の意見でございますが、24日に現地を確認していただきました。除外審査の時と状況は変わっておらず、栗やさといもが植わっていて特に問題はないとの意見でございました。

#### 議長

それではほかの農業委員さん、推進委員さんからご意見、ご質疑等がありましたら発言をお願いします。ご意見並びにご質疑がありませんので、これより採決をします。申請のとおり可決・決定し、許可相当の意見を付して知事に進達することに賛成の方は挙手願います。

#### 各委員

挙手「全員」

#### 議長

挙手全員です。よって、17番については、申請のとおり可決・決定し、許可相当の意見を付して知事に進達することに決定しました。次に、番号18番を議題といたします。事務局から議案の朗読と内容の説明をお願いします。

#### 事務局

第1号議案番号18番について議案書1ページにある土地の表示、申請人住所・氏名及び申請事由等説明。

本案件は、〇〇〇にお住まいの〇〇〇〇さんが売買により土地を取得し、自己用住宅を建築する事業計画になります。

それでは事前にお配りいたしました「第1号議案番号18番関係資料」をご覧ください。

資料1ページは申請書になります。

続いて2ページ目は申請地の案内図になります。〇〇〇〇〇〇〇〇〇の北西、〇〇〇の道を挟んだところで申請地と示しているところで先月ご審議いただいた〇〇さんの案件の隣になります。

資料3ページは理由書となっております。理由書に記載されておりますが、現在事業計画者は〇〇〇の借家に住んでおりますが、子供の成長に伴い手狭になり、本申請地に自己用住宅の建築を計画したとのことでした。

資料4ページは土地の全部事項証明書。

資料5ページは公図の写し

資料6ページから9ページは土地利用計画図、建物の図面になります。

資料10ページから15ページは資金調達計画書、見積書、融資証明書、融資貸付者の印鑑証明書、残高証明書になります。

資料16、17ページは住民表。

資料18、19ページは印鑑証明書。

資料20ページは委任状になります。

それでは、申請地における立地基準と一般基準につきまして順次ご説明いたします。まず、立地基準といたしましては、申請の土地は第3種農地に区分されます。第3種農地に当てはまる要件といたしましては、「申請に係る農地からおおむね300m以内に鉄道の駅が存在すること」となっております。申請地は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇から約250mの距離にあり、この要件を満たしております。よって第3種農地の転用は、立地基準におきましては、許可する



しめしたところになります。隣接地はすでに農地転用済みで〇〇〇〇〇〇〇〇が駐車場として使用しております。

資料3ページは理由書となっております。理由書に記載されておりますが、現在事業計画者は町内で〇〇〇〇〇〇〇〇を営んでおりますが、事業量の増加に伴う駐車場の拡充や町内に点在している駐車場を集約して作業の効率化を図るために令和2年に除外、農地転用を行い本申請地の隣接地に駐車場を設置、操業しておりましたが、除外、農転の約1年間の間に更なる事業量の増加や所有車両の増加に伴い、本申請地に駐車場の拡張を計画したとのことでした。

資料4ページ6ページは土地の全部事項証明書。

資料7ページは公図の写し。

資料8ページから24ページは駐車場の設置に係る資料、土地利用計画図、所有車両一覧表、現況図、現況写真、現在資料している駐車場の賃貸借契約書の写しになります。

資料25ページから28ページは資金計画書、見積書、残高証明になります。

資料29ページは事業量の増加がわかる資料として決算報告書。

資料37ページから41ページは新たに購入予定の車両の注文書。

資料42ページから51ページは履歴事項証明書と定款。

資料52、53ページは印鑑証明書。

資料54、55ページは委任状になります。

それでは、申請地における立地基準と一般基準につきまして順次ご説明いたします。まず、立地基準といたしましては、申請の土地は第2種農地に区分されます。2種農地のあてはまる要件といたしましては、「宅地化の状況から見て、第3種農地に該当することが見込まれる区域に近接する区域内にある農地で、その規模がおおむね10ha未満である。近接する区域とは、市街化区域からおおむね500m以内農地」に該当いたします。申請地は、〇〇〇〇〇から約480mのところのところに位置し、農地の広がりも4haと10ha未満です。また、第2種農地は、代替性も審査の対象となりますが、理由書の記載内容から、代替地に立地は困難であると考えます。法定記載・法定添付書類や現地等から判断しても、問題ないものと考えます。次に一般基準ですが、こちらは事業実施の確実性と周辺農地に対する被害防除について検討していただくものです。法定記載・法定添付書類等を確認したところ、特に問題となる事項は見当たりませんでした。立地基準・一般基準ともに許可の条件を備えておりますので、農地転用はやむを得ないものと思われれます。農地法第5条の規定による許可申請につきまして、許可相当との意見をそえて知事宛送付してよろしいかご審議願います。また、不許可相当及び許可の条件を付して送付する場合、その内容につきましてご審議願います。事務局からの説明は以上でございます。

議長

担当地区委員の秋山英章委員さんから、補足説明等ありましたらお願いします。

秋山英章委員

先日現地を見てきました。先に農免道沿いの土地を駐車場として使用していてその隣の土地で西側に広い道に面しているので、広げれば両方の道から車両の出入りが可能になる状況です。先日地権者に聞いたところ、やはり、事業計画者は、前回申請した土地と今回の申請地合わせて利用したい考えがあったそうで、今回の申請で拡張したいとのことでした。隣接農地等に特に問題はないと思いますが、北側の農免道に通じる細い道があるのですが、交差点の見通しがどうなるのか気がかりではあります。

議長



資料 20、21 ページは明渡合意書と明渡猶予に関する覚書。

資料 22 ページから 42 ページは横浜での事業の内容がわかる資料。

資料 43 ページから 45 ページは資金計画書、見積書、残高証明になります。

資料 46、47 ページは地権者との合意書。

資料 48 ページは隣接地の同意書。

資料 49 ページから 56 ページは履歴事項証明書と定款。

資料 57、58 ページは運送業の許可証明書と実績報告書。

資料 59 ページは除外証明書。

資料 60、61 ページは印鑑証明書。

資料 62 ページは委任状になります。

それでは、申請地における立地基準と一般基準につきまして順次ご説明いたします。まず、立地基準といたしましては、申請の土地は第2種農地に区分されます。2種農地のあてはまる要件といたしましては、「宅地化の状況から見て、第3種農地に該当することが見込まれる区域に近接する区域内にある農地で、その規模がおおむね10ha未満である。近接する区域とは、市街化区域からおおむね500m以内農地」に該当いたします。申請地は、〇〇〇〇から約200mのところに位置し、農地の広がりも9.3haと10ha未満です。また、第2種農地は、代替性も審査の対象となりますが、理由書の記載内容から、代替地に立地は困難であると考えます。法定記載・法定添付書類や現地等から判断しても、問題ないものと考えます。次に一般基準ですが、こちらは事業実施の確実性と周辺農地に対する被害防除について検討していただくものです。法定記載・法定添付書類等を確認したところ、特に問題となる事項は見当たりませんでした。立地基準・一般基準ともに許可の条件を備えておりますので、農地転用はやむを得ないものと思われれます。農地法第5条の規定による許可申請につきまして、許可相当との意見をそえて知事宛送付してよろしいかご審議願います。また、不許可相当及び許可の条件を付して送付する場合、その内容につきましてご審議願います。事務局からの説明は以上でございます。

議長

担当地区の青木久真委員、渡辺久夫推進委員ですが本日招集していないため、事務局より意見等の代読をお願いします。

事務局

まず、青木委員の意見でございますが、22日に現地を確認していただきました。耕作物はなく、除草にて管理しており、特に問題となるものはないとの意見でございます。次に渡辺推進委員の意見でございますが、23日に現地を確認していただきました。広い通りに面しており、この計画している車両の通行に支障は無さそうである。現地としては膝下の草がある程度で管理してあり問題はないとの意見でございます。

議長

それではほかの農業委員さん、推進委員さんからご意見、ご質疑等がありましたら発言をお願いします。ご意見並びにご質疑がありませんので、これより採決をします。申請のとおり可決・決定し、許可相当の意見を付して知事に進達することに賛成の方は挙手願います。

各委員

挙手「全員」

議長

挙手全員です。よって、20番については、申請のとおり可決・決定し、許可相当の意見を





計画図にあるようにフェンス等で被害防除をするようなので、一時転用とのことなので問題はないかと思えます。

議長

本地区担当の細田光一推進委員さん、意見等ありましたら、お願いします。

細田光一推進委員

交差点の角地で細長い土地で、以前は地権者の父親がブドウを作っていたところですが、亡くなられてからは草は膝下位はありますが、畑として管理している状況です。近隣の同意書もあることから許可相当でいいのかなと考えております。

議長

それではほかの農業委員さん、推進委員さんからご意見、ご質疑等がありましたら発言をお願いします。ご意見並びにご質疑がありませんので、これより採決をします。申請のとおり可決・決定し、許可相当の意見を付して知事に進達することに賛成の方は挙手願います。

各委員

挙手「全員」

議長

挙手全員です。よって、21番については、申請のとおり可決・決定し、許可相当の意見を付して知事に進達することに決定しました。次に、番号22番を議題といたします。事務局から議案の朗読と内容の説明をお願いします。

事務局

第1号議案番号22番について議案書1ページにある土地の表示、申請人住所・氏名及び申請事由等説明。

本案件は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇が賃貸借により申請地を借上げし、駐車場として利用するものです。賃貸借契約期間満了後は農地に戻す一時転用の案件になります。「第1号議案番号21番関係資料」をご覧ください。

資料1、2ページは申請書になります。

続いて3ページ目は、案内図になります。〇〇〇〇の南東で斜線で示したところになります。

資料4ページは理由書になります。事業計画者は契約していた駐車場の管理会社より立ち退きを求められ、伊奈店の建て替え工事の完了までの期間臨時の駐車場が必要となり、近隣で探したところ、必要となる面積が確保できる本申請地を選定したとのことです。なお、工事施工後には現状復旧し農地に戻す一時転用となります。

資料5ページから9ページは土地の全部事項証明書。

資料10ページは公図の写し。

資料11ページから14ページは資材置場の設置に係る資料、土地利用計画図です。

資料15ページから18ページは資金調達計画書、見積書、残高証明書です。

資料19ページから27ページは履歴事項全部証明書と定款。

資料28ページは農地復旧後の作付け計画書。

資料29ページは隣地同意書です。

資料30ページから33ページは駐車場管理会社からの駐車場閉鎖のお知らせと賃貸借契約書の写し。

資料34ページは除外証明書。

資料35ページから37ページは印鑑証明書。

資料38、39ページは委任状になります。

それでは、申請地における立地基準と一般基準につきまして順次ご説明いたします。まず、立地基準といたしましては、申請の土地は第2種農地に区分されます。2種農地のあてはまる要件といたしましては、「宅地化の状況から見て、第3種農地に該当することが見込まれる区域に近接する区域内にある農地で、その規模がおおむね10ha未満である。近接する区域とは、市街化区域からおおむね500m以内農地」に該当いたします。申請地は、〇〇〇〇から約20mのところに位置し、農地の広がりも1.6haと10ha未満です。また、第2種農地は、代替性も審査の対象となりますが、理由書の記載内容から、代替地に立地は困難であると考えます。法定記載・法定添付書類や現地等から判断しても、問題ないものと考えます。次に、一般基準でございますが、事業実施の確実性と周辺農地に対する被害防除について検討していただくものです。法定記載・法定添付書類等を確認し、特に問題となる事項は見当たりませんでした。立地基準・一般基準ともに許可の条件を備えておりますので、農地転用はやむを得ないものと思われまます。農地法第5条の規定による許可申請につきまして、許可相当との意見をそえて知事宛送付してよろしいかご審議願います。また、不許可相当及び許可の条件を付して送付する場合、その内容につきましてご審議願います。事務局からの説明は以上でございます。

議長

担当地区の青木久真委員、渡辺久夫推進委員ですが本日招集していないため、事務局より意見等の代読をお願いします。

事務局

青木委員の意見でございますが、22日に現地確認していただきました。耕作物は無く、草刈にて除草整備されており、鉄板での駐車場整備とのことなので、現状復帰も容易と思われる。特に問題はないとの意見でした。次に渡辺推進委員の意見でございますが、23日に現地を確認していただきました。現在作付けはされていないが、草刈などの管理がされている状態である。特に問題はないとの意見でした。

議長

それではほかの農業委員さん、推進委員さんからご意見、ご質疑等がありましたら発言をお願いします。ご意見並びにご質疑がありませんので、これより採決をします。申請のとおり可決・決定し、許可相当の意見を付して知事に進達することに賛成の方は挙手願います。

各委員

挙手「全員」

議長

挙手全員です。よって、22番については、申請のとおり可決・決定し、許可相当の意見を付して知事に進達することに決定しました。続きまして、会務報告及び許可状況報告を事務局長から申し上げます。中本局長よろしく申し上げます。

中本事務局長

○会務報告

○農地転用許可状況、届出状況

議長

続きまして、事務局から事務連絡をお願いします。

事務局

(事務連絡)

○共進会の中止について

○農地パトロールについて

○流動化新規依頼（更新依頼）について

議長

以上で、報告並びに事務連絡を終わります。ただいまの報告並びに事務連絡につきまして、質疑等何かありますか。

続きまして、次回の総会の日程につきまして、ご協議をお願いします。

10月25日、月曜日、役場、2階、第1会議室、午前10時00分で調整をお願いします。

以上で、本日の議事は終了しました。これをもちまして、閉会とします。

(11:15閉会)

上記会議の顛末を記載し、その内容に相違ないことをここに署名する

令和3年9月27日

会 長 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_